

電気柵（さく）との接触に注意してください！！

北海道知事 高橋はるみ

平成27年7月19日、静岡県西伊豆町において電気柵（さく）に感電したことにより7人が死傷する痛ましい事故が発生しました。

北海道はこれから夏休みシーズンを迎え、ご家族での旅行やキャンプなど、屋外での活動範囲も広がり、電気柵が設置されている場所への接近による不慮の事故も懸念されることから、電気柵には近づかない、触れないよう注意をお願いします。

また、電気柵を設置される方々におかれては、感電事故防止のため人が見やすいように危険であることを表示するなど、法令に基づき安全対策に万全を期してください。

電気柵（さく）とは

主に、田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、鳥獣の侵入や家畜の脱出を防止する「柵（さく）」のことです。

法令では、上記の目的以外は施設できないこととされています。

道民の皆さまへ

道民の皆さまには次の点にご注意願います。

- ・ 電気柵に近づかないこと。
- ・ 電気柵に触れないこと。

設置者の皆さまへ

感電事故の発生を防止するため、法令に基づく安全管理の基準等をご確認の上、適切な運用を行ってください。

- ・ 専用の電源装置を使用すること。
- ・ 漏電遮断機を設置すること。
＜バッテリーなど30ボルト未満の電源を使用する場合は不要＞
- ・ 人が見やすいように危険表示をすること。

お問い合わせ先

- 経済部産業振興局環境・エネルギー室 011-204-5318
- 農政部生産振興局技術普及課 011-204-5429